

議員提出第 2 号議案

加東市地域交流センター条例の一部を改正する条例制定の件

加東市地域交流センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 6 月 2 4 日提出

総務文教常任委員会

委員長 山 本 通 廣

加東市条例第 号

加東市地域交流センター条例の一部を改正する条例

加東市地域交流センター条例（令和 2 年加東市条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 3 項中第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議員提出第2号議案 要旨

### 加東市地域交流センター条例の一部改正（要旨）

#### 1 改正理由

加東市東条西ふれあい館条例（令和4年加東市条例第15号）の制定に伴い、施設の設置目的が同様に地域コミュニティ活性化と教育・文化活動の推進である加東市地域交流センターにおいても、使用許可の要件を整合させる必要があるため、所要の改正を行うものである。

#### 2 改正内容

施設の使用を許可しない要件のうち、政党又は宗教の勧誘活動の要件を削ること。（第8条関係）

#### 3 施行期日 公布の日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>(施設の使用許可)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設の使用を許可しない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 政党又は宗教の勧誘活動を行うとき。</u></p> <p><u>(7)</u> (略)</p>	<p>(施設の使用許可)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設の使用を許可しない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p>